

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

本則関係

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）（第一条関係）
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）（第二条関係）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次
第一章～第四章の四 （略）

第四章の五 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等（第十九条の三十六～第十九条の五十四）

第五章～第九章 （略）

附則

（油及び水バラストの積載の制限）

第五条の三 （略）

2 （略）

3 | 船舶から排出された油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要があるものとして政令で定める海域においては、当該海域において滞留するおそれのあるものとして国土交通省令で定める性状又は種類の油をばら積みの貨物又は燃料油として積載した船舶を航行させてはならない。ただし、船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合は、この限りでない。

（油濁防止管理者）

第六条 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長（船長以外の者が船長に代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理（第八条の二第四項の船舶間貨物油積替作業管理者が行うものを除く。）を行わせるため、油濁防止管理者を選任しなければならない。

2 （略）

目次
第一章～第四章の四 （略）

第四章の五 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備の検査等（第十九条の三十六～第十九条の五十四）

第五章～第九章 （略）

附則

（油及び水バラストの積載の制限）

第五条の三 （略）

2 （略）

3 | 船舶から排出された油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要があるものとして政令で定める海域においては、当該海域において滞留するおそれのあるものとして国土交通省令で定める性状又は種類の油をばら積みの貨物又は燃料油として積載した船舶を航行させてはならない。ただし、船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合は、この限りでない。

（油濁防止管理者）

第六条 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長（船長以外の者が船長に代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、油濁防止管理者を選任しなければならない。

2 （略）

(油濁防止規程)

第七条 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び油の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他油の不適正な排出の防止に関する事項（次条第一項及び第八条の二第一項に規定する事項を除く。）について、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

2 (略)

(船舶間貨物油積替作業手引書等)

第八条の二 他のタンカーとの間ににおけるばら積みの貨物油の積替えを行ふ国土交通省令で定める総トン数以上のタンカー（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）の船舶所有者は、当該積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）に関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項について、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

2 前項の規定による船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 船舶間貨物油積替えは、第一項の船舶間貨物油積替作業手引書（以下「船舶間貨物油積替作業手引書」という。）に従つて行わなければならぬ。

4 第一項の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。

5 前項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を、当該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち船舶間貨物油積替えに関する作業を行うものに周知させなければならない。

6 第四項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替えが行

(油濁防止規程)

第七条 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び油の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他油の不適正な排出の防止に関する事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

2 (略)

(新設)

われたときは、その都度、積み替えられた貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

7 第一項のタンカーの船長は、前項の記録をその作成の日から三年間当該タンカー内に保存しなければならない。

8 第一項及び第三項から前項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための船舶間貨物油積替え

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により貨物油が排出された場合において引き続く貨物油の排出を防止するための船舶間貨物油積替え

(船舶間貨物油積替えの通報等)

第八条の三 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域において船舶間貨物油積替えを行う前条第一項のタンカーの船長は、国土交通省令で定めることにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができます。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行おうとする海域における気象、海象及び船舶交通の状況その他の事情から合理的に判断して、当該タンカーからの船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認めるときは、当該タンカーの船長に対し、当該油の排出の防止のために必要な限度において、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更その他の当該油の排出を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(新設)

4 | 第一項及び前項の規定は、前条第八項各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

5 | 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、第三項の規定による命令については、適用しない。

（適用除外）

第九条 第五条第一項、第五条の三第一項及び第二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについては、適用しない。

2・3 （略）

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

（放出量確認）

第十九条の四 船舶に設置される原動機（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）の製作を業とする者その他国土交通省令で定める者（以下「原動機製作者等」という。）は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に当該確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合には、この限りでない。

（適用除外）

第九条 第五条第一項、第五条の三及び第六条から前条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについては、適用しない。

2・3 （略）

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類及び能力に応じて、政令で定める。

（放出量確認）

第十九条の四 船舶に設置される原動機（その種類、出力、用途等が国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下同じ。）の製作を業とする者その他国土交通省令で定める者（以下「原動機製作者等」という。）は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に当該確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合には、この限りでない。

- 一 その種類及び出力が、窒素酸化物の放出による大気の汚染の程度が小さいものとして国土交通省令で定める基準に該当する原動機
- 二 窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の用に供される原動機であつて、国土交通省令で定めるど

るにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けたもの

三 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める特別の用途に供される原動機

2 前項第二号の承認には、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

3 前二項の規定は、次条の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行つた場合について適用する。

(原動機取扱手引書)

第十九条の五 前条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(国際大気汚染防止原動機証書)

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により放出量確認をし、かつ前条の規定により同条の原動機取扱手引書（以下「原動機取扱手引書」という。）を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

(原動機の設置)

第十九条の七 船舶所有者は、船舶に原動機（第十九条の四第一項各号に掲げる原動機を除く。以下同じ。）を設置するときは、次項の規定による場合を除き、前条の国際大気汚染防止原動機証書（以下「国際大気汚染防止原動機証書」という。）の交付を受けた原動機を設置し

2 前項の規定は、次条の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行つた場合について準用する。

(原動機取扱手引書)

第十九条の五 前条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(国際大気汚染防止原動機証書)

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により放出量確認をし、かつ前条の規定により同条の原動機取扱手引書（以下「原動機取扱手引書」という。）を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

(原動機の設置)

第十九条の七 国土交通省令で定める船舶（以下「基準適合原動機設置対象船舶」という。）に原動機を設置する船舶所有者は、次項の規定による場合を除き、前条の国際大気汚染防止原動機証書（以下「国際大気汚染防止原動機証書」という。）の交付を受けた原動機を設置し

なければならない。

- 2 船舶所有者は、第十九条の四第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する場合において、国土交通大臣の行う放出量確認を受けることなく原動機を船舶に設置したときは、当該船舶に設置された原動機について国土交通大臣の行う放出量確認に相当する確認を受け、かつ、原動機取扱手引書について国土交通大臣の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定は、原動機を船舶に設置した後、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行つた場合について準用する。

- 4 船舶に設置する原動機は、国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するよう設置しなければならない。

（国際大気汚染防止原動機証書等の備置き）

- 第十九条の八 船舶所有者は、船舶に原動機を設置したときは、当該船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書（交付を受けている場合に限る。）及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。

（原動機の運転）

- 第十九条の九 船舶に設置された原動機は、承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合しないなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合

- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により窒素酸化物が放出された場合において、引き続く窒素酸化物の放出を防止するための可能

なければならない。

- 2 船舶所有者は、第十九条の四第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合において、国土交通大臣の行う放出量確認を受けることなく原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機について国土交通大臣の行う放出量確認に相当する確認を受け、かつ、原動機取扱手引書について国土交通大臣の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定は、原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置した後、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行つた場合について準用する。

- 4 基準適合原動機設置対象船舶に設置する原動機は、国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するよう設置しなければならない。

（国際大気汚染防止原動機証書等の備置き）

- 第十九条の八 船舶所有者は、基準適合原動機設置対象船舶に原動機を設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書（交付を受けている場合に限る。）及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。

（原動機の運転）

- 第十九条の九 基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機は、承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するよう運転しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 基準適合原動機設置対象船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合

- 二 基準適合原動機設置対象船舶の損傷その他やむを得ない原因によった場合において、引き続く窒素酸化物が放出された場合において、引き続く窒素酸化物の放

な一切の措置をとつたとき。

三 窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又

は調査のため、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国

土交通大臣の承認を受けて運転する場合

- 2 前項第三号の承認には、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(小型船舶検査機構の放出量確認等)

第十九条の十 国土交通大臣は、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）に、総トン数が二十トン未満の船舶に設置される原動機に係る放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。第十九条の十五第一項及び第二項において同じ。）、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務（以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務」という。）を行ふことができる。

2・3 (略)

4 機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合における第十九条の四第一項（第二号を除く。）、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の七第二項及び第四項、第十九条の十五第二項並びに第十九条の十七第二項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

(船級協会の放出量確認等)

第十九条の十五 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務を行う者として登録する。

2・3 (略)

(外国船舶に設置される原動機に関する特例)

出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

(小型船舶検査機構の放出量確認等)

第十九条の十 国土交通大臣は、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）に、総トン数が二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機に係る放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。第十九条の十五第一項及び第二項において同じ。）、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務（以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務」という。）を行ふことができる。

2・3 (略)

4 機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合における第十九条の四から第十九条の七まで、第十九条の十五第二項及び第十九条の十七第二項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

(船級協会の放出量確認等)

第十九条の十五 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務を行う者として登録する。

2・3 (略)

(外国船舶に設置される原動機に関する特例)

第十九条の十六 (略)

2 外国船舶に設置される原動機（前項ただし書に規定するものを除く。）に係る第十九条の七第四項及び第十九条の九第一項の規定の適用については、第十九条の七第四項中「国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令」とあり、及び第十九条の九第一項中「承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令」とあるのは、「国土交通省令」とする省令とする。

(第二議定書締約国の政府が発行する原動機条約証書等)

第十九条の十七 日本船舶に千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）の締約国である外国（以下「第二議定書締約国」という。）において製造した原動機を設置しようとする者は、当該第二議定書締約国の政府から原動機取扱手引書に相当する図書の記載内容が第二議定書に照らし適正なものであることについての確認及び原動機条約証書（第二議定書締約国が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該原動機が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 (略)

(燃料油の使用等)

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 (略)

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により基準適合燃料油以外の

第十九条の十六 (略)

2 外国船舶に設置される原動機（前項ただし書に規定するものを除く。）に係る第十九条の七第四項及び第十九条の九の規定の適用については、第十九条の七第四項中「国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令」とあり、及び第十九条の九中「承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

(第二議定書締約国が発行する原動機条約証書等)

第十九条の十七 基準適合原動機設置対象船舶である日本船舶に千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）の締約国である外国（以下「第二議定書締約国」という。）において製造した原動機を設置しようとする者は、当該第二議定書締約国が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該原動機が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 (略)

(燃料油の使用等)

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 (略)

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により政令で定める基準に適

燃料油を使用した場合において、引き続く当該燃料油の使用による
硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき

合しない燃料油を使用した場合において、引き続く当該燃料油の使
用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をと
つたとき。

(略)

3 | 2
第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所に
おいて入手できなかつた場合にとるべき国土交通省令で定める措置を

講じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油（国
土交通省令で定める品質のものを除く。）の使用については、適用し
ない。

4 | 前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料

油の使用をしようとする船舶（外国船舶にあつては、当該燃料油を使
用して本邦の港に入港をしようどし、又は本邦の沿岸の係留施設を利
用しようとするものに限る。）の船長（引かれ船等にあつては、船舶
所有者）は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通
大臣に通報しなければならない。

5 | 第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に
関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用で
あつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大
臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

6 | 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止のため
に必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(燃料油変更作業手引書)

第十九条の二十一の二 航行中に、進入しようとする海域に係る前条第
一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、その使用する
燃料油の変更（国土交通省令で定める方法によるものに限る。）をす
る船舶の船舶所有者は、当該燃料油の変更に関する作業を行う者が遵
守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した燃料油変
更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならな
い。

(新設)

(揮発性物質放出防止措置手引書)

(新設)

第十九条の二十四の二 原油の輸送の用に供するタンカー（以下「原油タンカー」という。）の船舶所有者は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行う者が、当該原油タンカーからの揮発性有機化合物質の放出を防止するため遵守すべき事項について、揮発性物質放出防止措置手引書を作成し、これを当該原油タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

2 前項の規定による揮発性物質放出防止措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 原油タンカーの船長は、第一項の揮発性物質放出防止措置手引書（以下「揮発性物質放出防止措置手引書」という。）に定められた事項を、当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該原油タンカーに係る業務を行う者のうち貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならぬ。

(オゾン層破壊物質)

第十九条の二十五 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）又はオゾン層破壊物質を含む設備（オゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を設置した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）を航行の用に供してはならない。

第四章の五 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等

(定期検査)

第十九条の三十六（略）

検査対象船舶

設備備等

油濁防止緊急措置手引書若しくは有

（略）

油濁防止緊急措置手引書又は有害液

（略）

検査対象船舶

設備備等

等

(定期検査)

第十九条の三十六（略）

等

第四章の五 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等

<p>（海洋汚染等防止証書）</p> <p>第十九条の三十七　国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第九条の三第二項若しくは第三項若しくは第十条の二第二項、第七条の二第二項若しくは第八条の二第二項、第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の二十六第二項又は第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原</p>	<p>害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書を備え置き、又は掲示すべき船舶（当該船舶に備え置き、又は掲示された油濁物油積替作業手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。）がそれぞれ第七条の二第二項（第九条の四第九項において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は第八条の二第二項に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができる認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。）</p>	<p>（略）</p> <p>原油タンカー</p>	<p>（略）</p> <p>当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された揮発性物質放出防止措置手引書</p>
---	--	--------------------------	---

<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>

動機にあつては、承認原動機取扱手引書の記載事項を含む。以下この
章において「技術基準」という。)に適合すると認めるとときは、船舶
所有者に対し、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等
、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に關
し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交付しな
ければならない。

256 (略)

(中間検査)

第十九条の三十八 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の
船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交
通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止
設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象
設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防
止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書について国土
交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

(臨時検査)

第十九条の三十九 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の
船舶所有者は、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等又
は大気汚染防止検査対象設備について国土交通省令で定める改造又は
修理を行うとき、当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋
汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書につい
て国土交通省令で定める変更を行うとき、その他国土交通省令で定め
るときは、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設
備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防
止措置手引書について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければな
らない。

(証書の効力の停止)

第十九条の四十 國土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該検査対象
船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象

いう。)に適合すると認めるとときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防
止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象
設備に關し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を
交付しなければならない。

256 (略)

(中間検査)

第十九条の三十九 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の
船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交
通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止
設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象
設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防
止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなけ
ればならない。

(臨時検査)

第十九条の三十九 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の
船舶所有者は、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等又
は大気汚染防止検査対象設備について国土交通省令で定める改造又は
修理を行うとき、当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋
汚染防止緊急措置手引書等について国土交通省令で定める変更を行う
とき、その他国土交通省令で定めるときは、当該海洋汚染防止設備等
若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手
引書等について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

(証書の効力の停止)

第十九条の四十 國土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該検査対象
船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象

設備又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染等防止証書の効力を停止するものとする。

(臨時海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十一 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通大臣の行う検査を受けなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるとときは、当該船舶所有者に対し、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、六月以内の令で定める区分に従い、六月以内の有効期間を定めて臨時海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

3 (略)

(船級協会の検査)

第十九条の四十六 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者（次項及び第五十一条の三第一項

第五号において「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物

(臨時海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十一 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う検査を受けなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるとときは、当該船舶所有者に対し、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、六月以内の有効期間を定めて臨時海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

3 (略)

(船級協会の検査)

第十九条の四十六 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者（次項及び第五十一条の三第一項

第五号において「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての

質放出防止措置手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたものとみなす。

3 (略)

(技術基準適合命令等)

第十九条の四十八 国土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書の返納、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2~4 (略)

(外国船舶の監督)

第十九条の五十一 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外國船舶（前条ただし書に規定するものを除く。次項及び第三項において「監督対象外國船舶」という。）に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2~4 (略)

検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたものとみなす。

3 (略)

(技術基準適合命令等)

第十九条の四十八 国土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2~4 (略)

(外国船舶の監督)

第十九条の五十一 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外國船舶（前条ただし書に規定するものを除く。次項及び第三項において「監督対象外國船舶」という。）に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2~4 (略)

(第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等)

第十九条の五十二 (略)

2 檢査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第二議定書締約国の政府から大気汚染防止条約証書（第二議定書締約国）の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。) の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

3 (略)

(第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付)

第十九条の五十三 (略)

2 國土交通大臣は、第二議定書締約国（第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている大気汚染防止検査対象設備及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている揮発性物質放出防止措置手引書について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行ふものとし、その検査の結果、当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

(国土交通省令への委任)

第十九条の五十四 檢査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査に関し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他こ

(第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等)

第十九条の五十二 (略)

2 檢査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第二議定書締約国（第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（大気汚染防止検査対象設備が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

3 (略)

(第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付)

第十九条の五十三 (略)

2 國土交通大臣は、第二議定書締約国（第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（大気汚染防止検査対象設備に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている大気汚染防止検査対象設備について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

(国土交通省令への委任)

第十九条の五十四 檢査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査に関し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に関し必要な事項は、

これらの証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業の許可の取消し等)

第三十三条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3・4 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二の二 第八条の三第三項の規定による命令に違反した者

二の七 (略)

八 第十九条の七第一項の規定に違反して船舶に設置された原動機若しくは同条第二項の規定に違反して放出量確認に相当する確認若しくは原動機取扱手引書の承認を受けていない原動機を運転した者又は第十九条の九第一項の規定に違反して原動機を運転した者

九・十三 (略)

2 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

三の二 第十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第十九条の九第二項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して原動機を運転した者

四 (略)

四の二 第十九条の二十一第六項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して燃料油を使用した者

五・九 (略)

国土交通省令で定める。

(事業の許可の取消し等)

第三十三条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3・4 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二の七 (略)

八 第十九条の七第一項の規定に違反して船舶に設置された原動機若しくは同条第二項の規定に違反して放出量確認に相当する確認若しくは原動機取扱手引書の承認を受けていない原動機を運転した者又は第十九条の九の規定に違反して原動機を運転した者

九・十三 (略)

2 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三の二 第十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第十九条の九第二項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して原動機を運転した者

四 (略)

四の二 第十九条の二十一第六項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して燃料油を使用した者

五・九 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の三第一項又は第三項の規定に違反した者
二 第六条第一項、第七条第一項、第八条の二第四項、第九条の四第
一項若しくは第二項、第十条の三第一項、第十八条の五第一項又は
第三十九条の三の規定に違反した者

行つた者

二の三 第八条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして船舶間貨物油積替えを行つた者

二の四 第八条の三第一項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者（当該タクシーが沿岸貿易貨物由来書類著手をした場合に限る。）

三〇六 (略)

六の二 第十九条の二十一第四項の規定による通報をせず
の通報をして基準適合燃料油以外の燃料油を使用した者は虚偽

七十六 (略)

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

に処する。

二
第八条第一項若しくは第三項、第八条の二第七項、第九条の五第

二 第八条第一項若しくは第三項 第八条の二第七項 第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項告ぐるは第三項、第十八条の四第一項告ぐるは

五、第十六条第一項若しくは第三項 第十八条の四第一項若しくは第三項、第十八条の六、第十九条の八(承認原動機取扱手引書に係る)

部分に限る。）、第十九条の二十一の二、第二十九条の二十第一項は第十九条の二十六第三項の規定に違反した者

三 (略)

三の二 第八条の二第六項の規定による記録を作成せず
又は虚偽の記録を作成した者

四十八(略)

四十八
(略)

三
(略)

一
（略）

三六

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二、第八条第一項若しくは第三項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十八条の四第一項若しくは第三項、第十八条の六、第十九条の八(承認原動機取扱手引書に係る部分に限る。)、第十九条の二十二第一項又は第十九条の二十六第三項の規定に違反し

三 た者

- 17 -

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則（平成一六年四月二一日法律第三六号）抄

第七条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「平成二十二年新法」という。）第十九条の三から第十九条の九までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機であつて当該各号に定める日前に建造されたものについては、適用しない。ただし、当該原動機につき当該各号に定める日以後に国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

（略）

一 前号に掲げる船舶以外の船舶 第一議定書が効力を生じた日（平成十七年五月十九日。附則第十条において「発効日」という。）

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書が効力を生ずる日

現 行

附 則（平成一六年四月二一日法律第三六号）抄

第七条 新海洋汚染等防止法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機であつて当該各号に定める日前に建造されたものについては、適用しない。ただし、当該原動機につき当該各号に定める日以後に国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

第九条 平成二十二年新法第十九条の二十五の規定は、この法律の施行の際現に船舶に使用されている材料又は設置されている設備及び平成三十二年一月一日以前において政令で定める日前に船舶に使用されて

第九条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の規定は、この法律の施行の際現に船舶に使用されている材料又は設置されている設備及び平成三十二年一月一日以前において政令で定める日前に船舶に使用されて

いる政令で定めるオゾン層破壊物質（以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。）を含む材料又は同日以前に船舶に設置されている特定オゾン層破壊物質を含む設備については、適用しない。

2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第三十八条に定めるもののほか、何人も、海域において、前項の規定により平成二十二年新法第十九条の二十五の規定の適用を受けないこととされている材料又は設備に含まれる平成二十二年新法第三条第六号の一のオゾン層破壊物質であっても、これをみだりに放出してはならない。

3 国際航海に従事する船舶のうち国土交通省令で定める総トン数以上のものの船長（専ら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶）以下この項において「引かれ船等」という。）にあっては、船舶所有者。次項及び第五項において同じ。）は、当該船舶に設置している前項に規定する設備（平成二十二年新法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるものを除く。）の名称及び設置場所を記載した一覧表（第六項において単に「一覧表」という。）を当該船舶内（引かれ船等にあっては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。次項において同じ。）に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

4 前項の船舶の船長は、オゾン層破壊物質記録簿を当該船舶内に備え付けなければならない。

5 第三項の船舶の船長は、同項の設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、オゾン層破壊物質記録簿への記載を行わなければならない。

6 國土交通大臣又は海上保安庁長官は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は船舶所有者の事務所に立ち入り、一覧表若しくはオゾン層破壊物質記録簿を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

8 第六項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

いる政令で定めるオゾン層破壊物質（以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。）を含む材料又は同日前に船舶に設置されている特定オゾン層破壊物質を含む設備については、適用しない。

2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第三十八条に定めるもののほか、何人も、海域において、前項の規定により新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の規定の適用を受けないこととされている材料又は設備に含まれる新海洋汚染等防止法第三条第六号の一のオゾン層破壊物質であっても、これをみだりに放出してはならない。

第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三項、第四項又は第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

前項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

10 | 9 | 第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

罰金に処する。

11 | 第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

第十条 (略)

一 (略)

二 日本国の内水、領海又は排他的経済水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。）のみを航行する船舶 発効日

第十条 (略)

一 (略)

二 日本国の内水、領海又は排他的経游域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。）のみを航行する船舶 第二議定書が効力を生ずる日